

注 記 事 項

〔 2025年 4月 1日から
2026年 3月 31日まで 〕

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 棚卸資産……………総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
建 物……………定額法
その他の有形 4 固定資産……………定額法
(2) 無形固定資産……………定額法
(3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
(3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)により定額償却しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)により、発生の翌事業年度より定額償却しております。
(4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行事務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。
また、顧客に対して支払う価格下落の補償や販売リベートを売上高から控除しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準摘要指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを摘要せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

6. 重要な会計方針の変更

該当はありません。

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務

- ## 税効果会計に関する注記

リースにより使用する固定資産に関する注記

1株当たり情報に関する注記

- ### 重要な後発事象に関する注記

収益認識に関する注記

収益を理解するための基準となる情報

その他の注記

当期純損益金額 当期純利益 71,472千円